令和５年５月１９日

平川市告示第１１３号

平川市あおもり出会いサポートセンター利用促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、結婚を希望する男女の出会いと結婚を支援するため、結婚を前提として活動する者が、「あおもりマッチングシステム『ＡＩ（あい）であう』」の登録に要する経費の一部に対して、予算の範囲内で交付することに関し、平川市補助金等の交付に関する規則（平成１８年平川市規則第５３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　マッチングシステム　あおもり出会いサポートセンターが運営するマッチ　ングシステム「ＡＩ（あい）であう」のことをいう。

（２）　市税等　市税その他市の債権に係る徴収金をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　平川市に住民票を有する者

（２）　マッチングシステムに登録した者

（３）　市税等の滞納がない者

（４）　マッチングシステムの利用登録に係る他の助成等を受けていない者。

　（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、マッチングシステムの利用登録に要した経費とし、当該年度の４月１日以降に要した費用を対象とする。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、５千円とする。

　（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、当該年度の３月３１日までに、平川市電子申請サービスにより、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

　（１）　マイナンバーカード、運転免許証その他本人確認できるものの写し

　（２）　補助対象経費の支払いを証する書類の写し

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による交付申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に交付決定の通知を行う。

２　市長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して申請者に通知する。

（交付請求）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者は、当該通知を受けた後、速やかに平川市電子申請サービスにより請求するものとする。

（助成金の返還等）

第９条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により当該決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

２　前項の規定により補助金の返還請求を受けた者は、遅滞なく請求された補助金を返還しなければならない。

（その他必要な事項）

第１０条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則（令和５年５月１９日平川市告示第１１３号）

　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和５年９月８日平川市告示第２０５号）

　この告示は、令和５年９月８日から施行する。